

改定後	改定前
<p>第12条(カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等) (略)</p> <p>4.(9) 会員(当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 (略)</p> <p>(10) 会員(当該法人の役員・<u>実質的支配者等</u>を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 (略)</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 (略)</p> <p>5. 当社は、<u>会員または使用者が前項第9号または第10号の事由に該当した場合、会員及び使用者の保有する当社が発行する全てのカードについて通知・催告等をせずに会員資格または使用者資格を取消すことができるものとし、当社と会員及び使用者とのその他の契約についても通知・催告等をせずに解除することができるものとし</u></p>	<p>第12条(カード利用の断り及び一時停止、会員資格及び使用者資格の取消等) (略)</p> <p>4.(9) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当した場合 (略)</p> <p>(10) 会員(当該法人の役員等を含む)または使用者が、自らまたは第三者を利用して、次の①から⑤までのいずれかに該当する行為をした場合 (略)</p> <p>(12) 会員または使用者に対し本条第8項または第9項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合 (略)</p> <p>5. 会員は、<u>前項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、及びチケット等がある場合はこれらを当社に返還するもの</u>とします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、及びチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとし</p> <p>6. 当社は、本条第4項により、会員資格ま</p>

す。

6. 会員は、本条第4項により、会員資格を取り消された場合、直ちに全カード、及びチケット等がある場合はこれらを当社に返還するものとします。また、使用者が使用者資格を取り消された場合は、直ちに当該使用者のカード、及びチケット等がある場合にはこれらを当社に返還するものとします。

7. 当社は、本条第4項により、会員資格または使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカード及びチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカード及びチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カード及びチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。

8. 会員及び使用者は、会員または使用者の会員資格あるいは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について、全て支払いの責を負うものとします。但し、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。

9. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場

たは使用者資格を取り消した場合、加盟店等にカード及びチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカード及びチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カード及びチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。

7. 会員及び使用者は、会員または使用者の会員資格あるいは使用者資格の取消後においても、カードを利用しまたは利用されたとき（会員番号の使用を含む）は当該使用によって生じたカード利用代金等について、全て支払いの責を負うものとします。但し、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。

8. 当社は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、当社が必要と認められた場合には、会員または使用者に当社が指定する書面の提出及び当社が指定する事項の申告を求めることができるものとします。また、同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてカードを利用する場合、その他同法の規制に鑑みて当社が必要と認める場合は、カードの利用を制限することができるものとします。

9. 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。

<p>合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><u>10.</u> 当社は、会員または使用者の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員及び使用者は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。</p> <p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><u>11.</u> 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>	<p>当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員または使用者に回答を求めた場合で、会員または使用者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。</p> <p><u>10.</u> 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ（送金）取引について、カードの利用を制限することができるものとします。</p>
<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p><u>1.（5）会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した場合</u></p>	<p>第14条（期限の利益の喪失）</p> <p>なし</p>
<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p><u>3.（7）会員または使用者が複数回に亘り類似の紛失・盗難等の被害に遭い、当該被害が会員または使用者の過失に起因する場合</u></p> <p>（8）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（9）戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</p>	<p>第17条（会員保障制度）</p> <p>（略）</p> <p>3.（7）前条第2項の紛失・盗難の通知を当社が受理した日の61日以前に生じた損害</p> <p>（8）戦争・地震等による著しい秩序の混乱に乗じて行われた紛失・盗難に起因する損害</p> <p>（9）その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>

<p>(10) その他本規約に違反する使用に起因する損害</p>	
<p>第20条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目 (以下総称して「届出事項」という) 等に関する情報に変更が生じた場合、会員は当社が適当と認めた方法により遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。</p> <p>(略)</p> <p><u>6. 当社は、日本国籍を保有せずに本邦に居住している会員に対し、国籍、在留資格、在留期間の届出を求めることがあります、当該会員は届出に応じるものとします。</u></p>	<p>第20条 (届出事項の変更等)</p> <p>1. 当社に届け出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、その他の項目 (以下総称して「届出事項」という) 等に関する情報に変更が生じた場合、会員は当社が適当と認めた方法により遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届け出るものとします。</p> <p>(略)</p> <p>なし</p>
<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>(略)</p> <p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用・提供等)</p> <p>1. ①申込み時もしくは入会後に使用者等が申込書等に記入しもしくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、<u>国籍、在留資格、在留期間</u>に関する情報等の情報 (以下総称して「氏名等」という) 等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性 (通話可能か否か) に関する情報、電話接続状況履歴 (全国の固定電話及び携帯電話</p>	<p>個人情報の取扱いに関する同意条項</p> <p>(略)</p> <p>第1条 (個人情報の収集・保有・利用・提供等)</p> <p>1. ①申込み時もしくは入会後に使用者等が申込書等に記入しもしくは使用者等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、<u>在留資格</u>に関する情報等の情報 (以下総称して「氏名等」という) 等に関する情報、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在及び過去の有効性 (通話可能か否か) に関する情報、電話接続状況履歴 (全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査</p>

<p>話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) 及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報 (以下総称して「属性情報」という) (略)</p>	<p>の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる) 及びお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報 (以下総称して「属性情報」という) (略)</p>
<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ。)) 及び使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明した場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私及び使用者の責任といたします。 (略)</p>	<p>反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意 私 (会員の名義人 (会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) 及び使用者は、次の①に規定する暴力団員等もしくは①の各号のいずれかに該当し、②の各号のいずれかに該当する行為をし、または①に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、<u>会員資格または使用者資格が取り消された</u>場合には、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私及び使用者の責任といたします。 (略)</p>